

開 会	
議 長	<p>全員お揃いなので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。 (「はい。」の声あり) それでは、時間前でございますけど、令和6年第2回定例会を開会いたしたいと思います。 皆さん、こんにちは。 開会に先立ちお知らせをいたします。 現在、クールビズ期間中でございますので、本日の会議は、上着、ネクタイ等は着用されなくても構いませんので、お伝えを申し上げます。 それでは、ただ今から、令和6年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会いたします。 本日の出席議員は、13名で会議は成立いたします。 なお、11番山本議員からは欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。 (13時50分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、9番 寺原裕明議員、10番 原口博文議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日8月22日の1日間としたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 組合長</p>
組 合 長	<p>皆様、こんにちは。 猛暑の日々でございます。公私とも大変ご多忙の中に、お繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。 ごあいさつ申し上げます。 本日、ここに、令和6年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 さて、本定例会でお諮りします議案等は、報告1件、議案2件、認定1件でございます。 報告第1号は、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 議案第4号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。 地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定されたことに伴い、当該条例の全部を改正する条例の制定についてお諮りするものであります。</p>

	<p>次に、認定第1号、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。</p> <p>令和5年度決算は、歳入総額24億3,307万6千円に対しまして、歳出総額が22億7,671万6千円となります。</p> <p>歳入は、対前年度比7億3,889万1千円の増で、令和5年度は、久留米市からの脱退負担金の納入に伴い大幅な増となっています。</p> <p>歳出は、対前年度比6億9,955万2千円の増となっており、久留米市からの脱退負担金の納入に伴う基金への積立により、大幅な増となっています。</p> <p>次に、議案第5号は、令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。</p> <p>既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,945万5千円を追加し、予算総額を17億9,193万8千円とする増額補正をお諮りします。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>つきましては、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。</p>
議長	提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 報告第1号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費の繰越について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費の繰越について」</p> <p>令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算の繰越明許費の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明細書繰越計算書のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書。</p> <p>3款1項、新施設建設に係る造成等基本設計業務につきましては、地元区のご了承をいただいたのちに、建設予定地の地質調査、測量調査業務を行いまして、調査結果に基づき造成の基本設計を予定しておりましたが、着手までに日数を要したことから年度内執行が困難となったため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額1,223万1千円を今年度に繰り越したことによるものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。</p> <p>これで、本件の報告を終わります。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p>

	施設課長
施設課長	<p>それでは、議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、下記記載のとおりであります。</p> <p>地方自治法の一部改正及び同法の運用に係る総務省通知により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について規定されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する必要があります。</p> <p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給料、報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。</p> <p>当組合の条例・規則等に関しましては、その内容・基準等、筑前町の例に準じて、同様に定めることを旨としております。</p> <p>つきましては、当該条例の制定に関しましては、第1条に目的、第2条に定義を明記し、第3条にて筑前町条例の規定を準用することで、お諮りするものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 認定第1号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>認定第1号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p>

決算内容については、後ほどご説明を行います。
別添の決算審査意見書の1ページ、2ページをお願いいたします。
去る7月3日に実施されました決算審査を踏まえて作成されました意見書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。
7月12日には、高橋監査委員から組合長に決算審査講評をいただきました。
この件に関しましては、後ほど高橋監査委員から決算審査報告を行っていただきます。

以上で、議案書の説明を終わります。
令和5年度の決算について、ご説明をさし上げます。
まず、別冊の決算に係る主要施策の成果説明書に基づきご説明いたします。
それでは、別冊の資料をお手元をお願いいたします。
2ページをご覧ください。
まず、決算総括表の1の歳入歳出決算額です。
歳入総額が24億3,307万6千円で、対前年比7億3,889万1千円の増、歳出総額が22億7,671万6千円で、対前年比6億9,955万2千円の増となりました。
差引額は1億5,636万円で、対前年比3,933万9千円の増です。
令和5年度は、久留米市との脱退負担金に関する協議が整ったことに伴い、前年度と比較し大幅な増となっています。
翌年度へ繰り越すべき財源の1,223万1千円につきましては、先ほどご報告いたしましたのが、造成の基本設計を本年度に繰り越したことによります。
実質収支額が1億4,412万9千円、対前年比2,710万8千円の増となっています。

次に、総括表の2の歳入です。
歳入の主な増額項目としましては、4款の繰入金が1億8,777万5千円の皆増、5款の繰越金が1億1,702万1千円で、1,802万円の増、7款の諸収入が5億8,931万3千円で、5億7,601万8千円の増となっています。
歳入の主な減額項目としましては、1款の負担金及び分担金が14億5,434万6千円で、3,727万3千円の減、3款の財産収入が4,135万8千円で、493万3千円の減となっています。

最後に、総括表3の歳出です。
歳出の主な増額項目としましては、2款の総務費が7億2,820万6千円で6億4,654万5千円の増、3款の衛生費が12億9,539万4千円で、5,305万7千円の増となっています。
歳出の主な減額項目としましては、1款の議会費が46万2千円で、4万9千円の減となっています。

成果説明書3ページをお願いいたします。
3ページ以降、主要施策の成果等の説明になってまいります。金額表記は円単位でございますが、説明は千円単位で進めさせていただきます。
決算書を参照していただく箇所もございますので、併せて決算書もお手元にご用意をお願いいたします。
決算書では5ページ、6ページからになります。
歳入からご説明いたします。
1款1項1目分担金及び負担金は、決算額14億5,434万6千円で、対前年比3,727万2千円の減です。
ページ右側の主要な施策の名称及び成果等の説明欄をご覧ください。

1に記載しておりますとおり、市町村負担金は14億4,892万7千円で、市町村の負担金内訳は記載のとおりです。

負担金の減額3,767万2千円の主な要因は、令和5年度に久留米市が脱退されたことにより、構成比が5市町村から4市町村となります。従来の久留米市が負担されていた負担金相当額が収入減になることから、市町村負担金の軽減策として、久留米市脱退負担金5億8,061万4千円を活用して、令和5年度から令和9年度までの5か年間に、年間1億1,612万2千円を市町村ごとに案分し、固定額として軽減していくことによる減額でございます。

2で掲載しています汚染負荷量賦課金（過去分）の3万5千円は、旧三輪町、旧北野町、大刀洗町の3町で組織しておりました三輪衛生施設組合に関する汚染負荷量賦課金となります。

3で掲載しております現在分につきましては、現施設分の9万2千円になります。

4で掲載しております派遣職員人件費の529万円は、組合から筑前町に派遣している職員の人件費でございます。

次に、2款1項1目使用料及び手数料は、決算額4,326万2千円で、71万6千円の減です。成果等の説明欄の1の（1）と（2）に記載しておりますとおり、家庭系の搬入量は減少、事業系の搬入量が増加しております。

また、1の表には、令和5年度と令和4年度との増減の比較を記載しております。

構成比は、久留米市が脱退されたことで、5市町村から4市町村になります。

減額につきましては、久留米市の手数料額の減によるものであります。

3款財産収入は、決算額4,135万8千円で、対前年比493万3千円の減です。

成果等説明欄1の表で比較の欄をご覧いただきたいのですが、財産売払収入のうち資源化物売払収入で、対前年比251万円の減額でございます。

令和5年度における資源化物の売払に関しましては、特に金属類で業者引取価格が下落したこと、また、資源化物の搬入量の減少によるものです。

成果等説明欄1の表で、一番下の項目をご覧ください。

オークション売払収入は、対前年比15万3千円の減額であります。令和5年度は展示会の開催を年4回しております。展示会1回の収入は、これまでの実績で約60万円ほどでございます。

成果説明書の4ページをお願いいたします。

決算書は7ページ、8ページをお願いいたします。

4款1項1目繰入金は、決算額1億8,777万5千円です。久留米市脱退に伴う施設改修基金返還金は7,165万3千円で、施設改修基金5億9,561万6,051円のうち久留米市持分相当額である7,165万3千円を一般会計に繰入したものであります。

その下の施設運営基金繰入金（運営費分）は7,977万6千円で、設置費分は3,634万6千円、計1億1,612万2千円で、市町村負担金の軽減策として一般会計に繰入したものであります。

また、施設運営基金繰入金のうち（設置費分）につきましては、公債費に充当しております。

5款1項1目繰越金は、決算額1億1,702万円で、前年度から1,801万9千円の増です。

7款諸収入は、決算額5億8,931万3千円で、5億7,601万9千円の増です。

成果等説明欄1の表をご覧いただきたいのですが、増額の主なところで、雑入の欄下から3行目、久留米市脱退清算金ですが、久留米市脱退に伴う久留米市からの脱退

清算金5億8,061万4千円の増であります。

減額の主なところで、雑入、売電収入、決算額769万8千円で、対前年比479万9千円の減です。久留米市が脱退したことでごみ搬入量の減に伴い、発電量も減少したことが主な要因です。

6ページをお願いいたします。

決算書は9ページ、10ページをお願いいたします。

ここからは歳出のご説明となります。

最初に、1款1項1目議会費でございます。

議会費は、決算額46万1千円でございます。令和5年度は定例会を2回開催しております。

7ページをお願いいたします。

7ページから8ページの中段まで2款総務費についての記載になります。

2款1項1目一般管理費は、決算額7億2,803万6千円で、対前年比6億4,654万4千円の増です。

主な事業の決算状況について説明を加えます。資料右側の成果等説明欄の下のほう、決算書では9ページから14ページの掲載事項になります。

4の決算額の増減についてご説明をいたします。

会計年度任用職員報酬971万1千円で、97万4千円の減です。会計年度任用職員5名から4名の職員減によるものです。

決算書では10ページ、一番右、備考欄中段下のほう、1節報酬の上から2番目です。

成果説明書に戻っていただいて、久留米市脱退に伴う施設改修基金返還金7,165万3千円です。施設改修基金のうち久留米市持分相当額である7,165万3千円を久留米市に返還したものであります。

決算書では12ページ、一番右、備考欄下段の下のほう18節負担金補助及び交付金の一番下になります。

成果説明書に戻っていただいて、施設運営基金繰出金5億8,061万4千円です。久留米市脱退負担金5億8,061万4千円を施設運営基金へ繰り出したものであります。

決算書では14ページ、一番右、備考欄上段、上のほう27節繰出金になります。

それでは、成果説明書の8ページをお願いいたします。

決算書では13ページ、14ページの掲載になります。

2款1項2目施設改修基金費は、施設改修基金の利子積立金決算額8万8千円でございます。

施設改修基金については、長期包括運営委託になりましたので、施設整備の点検整備費用が長期包括運営委託の委託料で賄われます。したがって、係る基金運用、基金積立は、事実上必要性がなくなってまいります。そのため、本年度に財政計画を立て、係る基金の今後の活用方法等について、協議を行う予定でございます。

2款2項1目監査委員費は、決算額8万1千円でございます。説明は割愛させていただきます。

以上で、2款総務費の説明を終わります。

成果説明書、引き続き8ページ下のほうから9ページまで、3款衛生費のご説明になります。

決算書では、引き続き13ページから14ページの中段からの掲載になります。

令和2年度から長期包括運営委託契約に移行しております。

それでは、主な事項について、資料掲載順に説明してまいります。

3款1項1目塵芥処理費は、決算額12億8,960万3千円で、5,439万4千円の増です。

成果説明書右側の成果等説明欄、1の長期包括運營業務委託契約年度別内訳をご覧ください。

令和2年度から令和9年度末までの8年間の長期継続契約で債務負担行為をしております。毎年の支払額は大きな予算に増減が伴わないように、平準化した額を支払うようにしております。

資料右側の成果等説明欄、2の決算額の増減要因をご覧ください。決算額の増減が大きかったものを掲載しております。

一番上の修繕費は、決算額417万2千円で、3,932万5千円の減です。毎年単年度事業分として実施しております。

施設等の修繕費につきましては、長期包括運營業務委託契約に含まれない組合側が負担するもので、施設の建屋等の維持管理費に該当するものです。

減額の主な要因につきましては、操業に支障が生じないよう補修等の必要性を精査し、緊急性が伴う補修について実施しております。

2番目の長期包括運營業務委託料は、決算額12億66万5千円で、7,985万1千円の増です。

決算書では14ページ、備考欄下段、12節委託料の1番目と2番目です。

長期包括運營業務委託費用のうち、主な要因といたしましては、電気料金の高騰に加え、コークス購入費用についても市場価格が高騰しております。世界情勢の影響から来る燃料費の高騰などが背景としてあると思われまます。

成果説明書の9ページをお願いします。

決算書では15ページの上段からの掲載になります。

次に、3款1項2目リサイクル工房運営費は、決算額579万円で、133万7千円の減です。

令和元年度からリサイクル品のオークションに着手しております。令和5年度内で4回開催し、239万9千円の売払収益がございました。

資料右側の成果等説明欄、2の決算額の増減をご覧ください。

決算額の増減が大きかった修繕費につきましては、令和5年度は、主な修繕箇所が生じなかったことによる減でございます。

リサイクル工房については、令和6年度末をもって閉鎖となり、令和7年度から新施設建設に伴う業務に着手する予定でございます。

引き続き、9ページ下段をご覧ください。

次に、款が変わりまして、4款1項公債費でございますが、先ほど歳入のほうでご説明しました施設運営基金から繰入れいたします3,634万6千円は、市町村負担金の軽減を図るための財源として充当したものでございます。

9ページ下段、1目元金が、決算額2億5,062万9千円で、42万2千円の増、10ページ上段、2目利子が、決算額202万3千円で、対前年比42万3千円の減となっております。

以上で、決算に係る主要施策の成果説明書に基づく説明を終わります。

最後に、決算書記載の事項について追加説明をいたします。

決算書の17ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書について、ご説明いたします。

3項歳入歳出差引額は1億5,636万円となり、4項翌年度へ繰り越すべき財源で、2目の繰越明許費、繰越額の1,223万1千円を差し引きまして、5項実質収支額は1億4,412万9千円となります。

	<p>つきましては、1億4,412万9千円が翌年度への繰越金となります。</p> <p>次に、18ページをお願いします。</p> <p>18ページから20ページまで財産に関する調書を付しております。</p> <p>1の土地及び建物から19ページ、2の備品、20ページ、3の機械・装置まで年度中増減はございません。</p> <p>4の基金につきましては、前年度末現在高5億9,561万6,051円に対しまして、決算年度中増減高が3億9,293万4,134円の増となり、主な増減の内容につきましては、久留米市の脱退に伴い、施設改修基金から持分相当額である7,165万3千円を返還したこと、また、久留米市から脱退清算金として5億8,061万4千円の納付を受け、市町村負担金の軽減策として活用していくために、新たに施設運営基金を創設し、令和5年度分の市町村負担金軽減額1億1,612万2千円を差し引いた額を基金に計上したことによるものでございます。</p> <p>よって、決算年度末現在高は9億8,855万185円となっています。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、ここで監査報告をお願いいたします。</p> <p>高橋監査、よろしく願いいたします。</p>
高橋監査委員	<p>監査委員を仰せつかっております、高橋直也です。</p> <p>監査委員を代表いたしまして、監査報告をいたします。</p> <p>去る7月3日、藤野監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づく、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、及び同法第241条第1項に基づく、甘木・朝倉・三井環境施設組合基金運用状況について、慎重に審査をいたしました。</p> <p>結果、適切な執行がなされており、帳簿及び調書類は的確に整備され、正確・順当であると認めましたので、別紙決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を添えてご報告いたします。</p> <p>以上、監査報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>監査報告が終わりましたので、これから、質疑を行います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑、ないようです。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論、ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、認定第1号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。</p> <p>認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第5号「令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。</p>

	<p>説明を求めます。 施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 議案第5号「令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」 令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。 本日付提出、組合長名であります。 補正予算（第1号）の説明を行います。別冊の補正予算書をお手元をお願いいたします。 それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。 令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとしまして、第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,945万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,193万8千円とする旨、規定しております。 6ページをお願いいたします。 歳入歳出補正予算事項別明細書のご説明をいたします。 まず、2の歳入です。 3款財産収入、1項2目利子及び配当金につきましては、施設改修基金のうち3億円を上限とした利率の高い有益な資産運用として、新たな金融機関に短期の口座開設を行ったもので、半年の定期預金利子32万6千円増の48万8千円の計上、5款繰越金につきましては、令和5年度決算額確定に伴い6,912万9千円増の1億4,412万9千円の計上でお諮りいたします。 7ページをお願いいたします。 次に、3の歳出でございますが、先ほどと同様の理由により、2款総務費、1項3目施設改修基金費が32万6千円増の42万円の計上、5款予備費が6,912万9千円増の8,912万9千円の計上でお諮りいたします。 以上で、補正予算について、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑、ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 討論、ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第5号「令和6年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>それでは、以上をもって、本日の日程は、全部終了いたしました。 最後に、議員の皆様から、何かございましたらお願いをいたします。 9番 寺原議員</p>

<p>9 番 寺原議員</p>	<p>筑前町議会選出議員の、9番寺原でございます。 当議会におきましては、一般質問の機会がございませんので、発言の機会をお許しいただきありがとうございます。 本日は、サン・ポート構成団体の各首長様をはじめ、ご出席の皆様は強く要望したい案件がございます。 この度の新ごみ処理施設の建設につきましては、苦渋の選択の末、再びこの地である筑前町栗田区に決定されたところでございますが、当初、この施設が大変な思いで建設されたこと等は、執行部から再三説明を受けておるところではありますが、当時の状況を知る議員さんや執行部も少なくなっているところでございます。 我々議員には、新ごみ処理施設建設時の議員として住民への説明責任があり、将来に向けての新たな重責を感じるものでございます。 この新施設は、構成団体、朝倉市、大刀洗町、東峰村、筑前町の1市2町1村で運営されるわけでございますが、自治法上では途中脱退が可能と聞き及んでおりますものの、運営の実際を考えますと、今回の久留米市の中途脱退のようなことが絶対ないように、また、所在地の町として窮状を抱えることがないように、構成自治体間で、議会を含めた確約等を交わしていただきたいと、強く要望いたします。 また、今後、新ごみ処理施設が所在する自治体においては、地元対策費等に係る経費負担については、免除する等の優遇策をご検討いただきたいと、重ねて要望するものでございます。 以上の2点につきまして、各首長様のご見解をお聞かせいただければ幸いと存じます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。 他にありましたら。 原口議員、どうぞ。</p>
<p>10 番 原口議員</p>	<p>同じく、筑前町議会選出の、10番原口でございます。 私のほうからも皆様に、強く要望したい案件がございます。 新ごみ処理施設建設にあたり、再びこの地である筑前町栗田に決定するにあたり、令和4年度栗田区長という立場で深く関与した者として、意見を述べさせていただきます。 先程の寺原議員の発言にもありましたように、当初この施設建設には、大変な思いで建設されました。当時は、栗田区が二分するような出来事であり、いまだに区民の皆様の中には深く残っております。 今回のごみ処理施設建設の同意申し出を受け、区民の皆様には説明をしましたところ、「今回を最後にしてほしい。」「親子3代にわたる期間、なぜこの地なのか。」「他の自治体で建設すべきだ。」などの意見が多くございました。 そこで要望でございますが、次期施設の建設は、30年ほど先のことになるかとは思われますが、筑前町以外の自治体に設置をする確約等をですね、強く求めるものでございます。 この件につきましても、各首長様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>回答できますか。組合長、代表でよろしいですか。 じゃあ、よろしくお願いします。 組合長</p>
<p>組 合 長</p>	<p>組合長といたしまして、また、地元筑前町の町長として、今のご質問に対してですね、今の段階でのお答えをさせていただきたいと思っております。 まだこの件につきましては、十分な首長間の協議はなされておられません。</p>

	<p>ただ、こういった要望案があるということはですね、前回の会議でお示したところでもございます。</p> <p>今、兩名の議員が意見されましたように、私も現場に立ち会いまして、厳しいご意見を受けたのは事実でございます。</p> <p>特に、栗田区におかれましては、1日のうち3回も集会を開いていただいてですね、その3回とも私どもは出席をいたしましたけれども、コロナ禍対策でございましたけれども、その折々に住民の方々からも、特に女性の方からもですね、意見をいただきました。</p> <p>それはかなり厳しい意見でありまして、今言われましたように、親子3代なぜごみの町にするのかと、そういったご意見がありまして、私もなかなか返す言葉もなかったんですけど、それでも、なおかつお願いをしたいということで、その場は説明を終わらせていただきました。</p> <p>その後もまた地元のほうではですね、しっかり議論を重ねられまして、そして、苦渋の判断ということでですね、内諾をいただいたところでもございます。</p> <p>また、隣の久光区というのがございますけれども、そこにつきましては、今でも行政区の関係がですね、なかなか厳しい関係にございます。校区ごとについての範囲でもですね、なかなか一律にはいかないということで、行政区のほうでも大変苦慮しております。地元の役員さんの方々もですね、この数十年の傷、まだまだ禍根が残っているということで、苦しい思いをしておられます。</p> <p>それでも、なおかつ、やはり区をまとめていただけるということで、いろんな看板も立ってですね、反対運動もあったんですけども、その看板は撤去していただきまして、今はなくなっております。</p> <p>私も地元の町長といたしまして、さまざまに地元に対する事業等についてですね、配慮させていただきながら、事業も進めてきたところもございます。</p> <p>そういったところも、この私どもの申し出に対しましてはですね、特別に委員会を設置されました。その委員会も歴代の区長さんが全員入られるということでですね、何度も会合を繰り返されて、現区長さんにですね、厳しい質問等があつておつたと聞いております。</p> <p>そして、私も総会に出席させていただきましたけれども、「町長、約束せろ」と、そうでないと「受けられん」と言われましたけれども、そのことについては、私は、明確な返事はいたしておりません。</p> <p>ただ、そういった意見があつたことは十分承知して、この問題は進めますというお答えはしていたところでございます。</p> <p>今、両議員が言われました案件につきましては、私もしっかり思い起こすことと、住民の皆様方に対する約束事もございますので、ぜひ、首長間の運営協議会で、あるいはその下の幹事会等々でですね、しっかり議論させていただきたい、そして、それなりの考え方をまとめさせていただきたい、そして、こういった場でですね、全員協議会なりでですね、その結果等について報告をさせていただきたいと、そのように考えます。</p> <p>まだまだ意見の統一が、なかなか簡単にいかないとは思いますが、それでも議論は起こしていきたいと、そのように考えますので、今日のところは、そのような回答でご了承いただければと思っておりますのでございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、執行部の方、よろしく願い申し上げたいと存じます。</p>
閉 会	
議 長	<p>それでは、他になければ、これで終わりたいと思いますが、よろしいですかね。</p>

これをもって、令和6年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。
本日は、お疲れ様でした。

(14時40分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 田中政浩

議員 寺原裕明

議員 原口博文